

議案第72号

養父市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定 について

養父市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月7日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

養父市消防団員等公務災害補償条例（平成16年養父市条例第275号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）附則第70条第1項及び第71条第1項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

議案第72号 養父市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第3条 非常勤消防団員は、その身分を失った場合においても、損害補償を受ける権利は、変更されることはない。</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第3条 非常勤消防団員は、その身分を失った場合においても、損害補償を受ける権利は、変更されることはない。</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p>